

平成 28 年 6 月 22 日

各 位

ファンド名 i シェアーズ 日経 225 ETF
コード番号 1 3 2 9
管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸
問合せ先 業務部 加藤 淳一郎 (TEL. 03-6703-4935)

上場投資信託の証券投資信託約款変更および基準日設定のお知らせ

当社は、追加型証券投資信託「i シェアーズ 日経 225 ETF」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、「投資信託及び投資法人に関する法律（平成 19 年 9 月 30 日改正前）」（以下「投信法」といいます。）に定める投資信託約款の重大な変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を提案し異議申立期間を設けること、および、平成 28 年 6 月 30 日を基準日とし、当該基準日現在の受益者を、当該重大な約款変更において異議申立ができる受益者と定めましたので、お知らせいたします。

なお、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

- 書類の送付
平成 28 年 6 月 30 日（基準日）現在の受益者の方に、平成 28 年 8 月 12 日頃、本件約款変更に関する書類を送付いたします。約款変更の具体的な手続きやそれに関するお問い合わせ方法等は、お送りする書類の中でご確認いただけます。
- この度の重大な約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きはありません。
約款変更について異議申立の受付を行ないますが、異議申立書のご送付がなされない場合は、当該変更案に賛成いただいたものとみなされますので、賛成の受益者の方は、お手続きいただく必要はありません。

1. 重大な約款変更の内容および理由

| 番号 | 内容 | 理由 |
|----|--|---|
| ① | 「運用の基本方針」に以下の内容を追加いたします。 1. 投資対象に「当ファンドが連動の対象とする指数（以下「対象指数」といいます。）へ採用が決定した銘柄」を追加いたします。 2. 対象指数から除外された銘柄の取扱いを追加いたします。 | 運用の効率性を図るため、当該変更を行ないます。 |
| ② | 平成18年施行の信託法の適用を受ける投資信託に変更いたします。 | 旧信託法と比較し、より現代の要請に応じるために改正された新信託法の適用を受けるため、当該変更を行ないます。 |
| ③ | 設定・交換の受付不可日として、決算日が休業日の場合の決算日の3営業日前および償還日の直前5営業日間を追加いたします。 | 決算日が休業日の場合の現物株による設定・交換および、信託終了時における現物株の交換の手続きの円滑化を図ります。 |
| ④ | 配当落ち銘柄等相当分の設定・交換は金銭で行なうことができるようにいたします。 | 現物株バスケットに配当落ち銘柄が含まれている場合に、当該銘柄の現物株に替えて金銭をもって設定・交換できるようにし、当ファンドの運営の効率化を図ります。 |
| ⑤ | 「上場費用」および「対象指数の使用料」等費用を信託財産から支弁できるようにいたします。 | 現在、委託会社は信託財産から信託報酬を受領した上で、当該費用を委託会社が支払っていますが、当該変更により、当該費用は信託財産から直接支弁するようにし、信託財産で負担する費用の内訳を一層明確化いたします。 <u>なお、当該費用の支弁に伴い、信託報酬率の引下げを行なう予定です。</u> <u>これらの変更で、新たに信託財産から直接支弁されることとなる費用の額と、信託報酬の引下げ額は、現時点で概ね同じ水準とする予定です。よって、これらの約款変更適用日前後に、受益者がファンドの保有を通じて間接的に負担する費用の総額は同水準で推移することが見込まれます。信託報酬率の引下げに係る約款変更について、詳しくは下記をご参照ください。</u> |
| ⑥ | 当ファンドの償還日の直前5営業日間を受益者の名義登録の停止期間に追加いたします。 | 償還時の受益者確定の手続きを円滑に進めるため、当該変更を行ないます。 |
| ⑦ | 受益権口数が一定口数を下回った場合、当ファンドの信託を終了（繰上償還）できるようにいたします。 | 「運用の基本方針」に則した運用を維持することが困難となる状況への対応として、繰上償還できる受益権口数の残高を具体的に示すため、当該変更を行ないます。 |
| ⑧ | 以下の場合、当ファンドの信託を終了（繰上償還）するようにいたします。 1. 当ファンドが上場廃止となった場合 2. 対象指数が廃止となった場合 3. 対象指数の計算方法その他の変更等に伴う重大な約款変更が否決された場合 | 「運用の基本方針」に則した運用を維持することが困難となる状況に対応するため、当該変更を行ないます。 |

(注) 変更内容については、別紙の「投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案）－重大な約款変更）」をご参照ください。

また、前頁の重大な約款変更にあわせて、信託報酬率の引下げに関する約款変更（以下「信託報酬率の引下げ」といいます。）を行なう予定ですので、お知らせいたします。当該信託報酬率の引下げの内容については、下記の「投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案）－信託報酬率の引下げ）」をご参照ください。なお、当該信託報酬率の引下げは重大な約款変更には該当しないため、下記2、3および4でご案内する異議申立の対象ではございませんのでご注意ください。また、委託会社の判断により信託報酬率の引下げを行わない、または信託報酬率の引下げの内容が変わる場合があります。

投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案）－信託報酬率の引下げ）

下線部_____は変更部分を示します。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>【信託報酬等の総額】</p> <p>第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、<u>年10,000分の13</u>の率を乗じて得た<u>額</u>とします。</p> <p>②、③（省略）</p> | <p>【信託報酬等の額】</p> <p>第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し<u>年10,000分の17</u>の率を乗じて得た<u>金額</u>とします。</p> <p>②、③（省略）</p> |

◆ご参考：上記の信託報酬率の引下げ額と、前頁「1. 重大な約款変更の内容および理由」の⑤に記載した新たに信託財産から直接支弁される費用の額は、現時点で概ね同じ水準とする予定です。

2. 重大な約款変更にかかる手続きおよび日程

約款変更日 平成28年9月24日

約款変更適用日 平成28年10月18日

当該約款変更については、法令に定める重大な約款変更であるため、以下の「重大な約款変更」にかかる手続きを経て変更が確定いたします。

「重大な約款変更」にかかる手続き・日程

| | |
|---------------------|------------------------|
| 受益者確定の基準日 | 平成28年6月30日 |
| 書面の交付 | 平成28年8月12日頃 |
| 異議申立期間 | 平成28年8月13日から同年9月13日まで |
| 約款変更の是非決定日（約款変更の確定） | 平成28年9月14日 |
| 異議を申立てた受益者の買取請求期間 | 平成28年9月24日から同年10月13日まで |
| 約款変更日（予定日） | 平成28年9月24日 |
| 約款変更適用日（予定日） | 平成28年10月18日 |

異議を申立てた受益者の受益権口数の合計（以下「反対者の受益権口数」といいます。）が受益者確定の基準日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、予定通り平成28年10月18日をもって重大な約款変更の内容を適用いたします。この場合には特に改めてお知らせをいたしません。

また、反対者の受益権口数が当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えた場合には、当該重大な約款変更は実施されません。

異議申立の結果は、約款変更の成立、不成立いずれの場合でも、約款変更の是非決定日に適時開示いたします。

また、重大な約款変更が実施されないこととなった場合には、基準日現在の受益者の方に書面にてお知らせいたします。

3. 重大な約款変更にかかる異議申立の手続き

異議申立とは、投信法および当ファンドの投資信託約款により定められた手続きであり、重大な約款変更に際して受益者の異議を問うものです。当該重大な約款変更にご異議のある受益者の方は、8月12日頃にお送りする、約款変更に関する書類をご参照の上、弊社まで異議申立書をお送りください。

「異議申立書」は、平成28年9月13日弊社到着分までを有効とさせていただきます。なお、当該重大な約款変更にご同意いただける場合には、お手続きは必要ございません。

4. 異議を申し立てた受益者の買取請求の手続き

約款変更が確定した場合、異議を申し立てた受益者は、平成28年9月24日から同年10月13日までの間に、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る信託財産をもって買取すべき旨を受託会社に請求することができます。ただし、異議を申し立てた受益者が、必ず買取請求を行わなければならないわけではございません。

別紙 投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案）－重大な約款変更）

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 日経 225 ETF」

下線部_____は変更部分を示します。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>i シェアーズ 日経 225 ETF の運用の基本方針</p> <p>2. 運用方針</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>投資対象有価証券は、主として対象指数に採用されている銘柄 <u>および採用が決定された銘柄</u> の株式とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> この投資信託における追加 <u>信託、交換が行われた場合</u> <u>その他、委託者が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合</u> <p>(以下省略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (省略)</p> <p>② 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている <u>(上場予定を含みます。)</u> <u>銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主配当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。</u></p> <p>③ (省略)</p> | <p>i シェアーズ 日経 225 ETF の運用の基本方針</p> <p>2. 運用方針</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>投資対象有価証券は、主として対象指数に採用されている銘柄の株式とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> この投資信託における追加 <u>設定、交換が行われた場合</u> <p>(新設)</p> <p>(以下省略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① (省略)</p> <p>② 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主配当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券はこの限りではありません。</p> <p>③ (省略)</p> |
| <p>【信託の種類、委託者および受託者】</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>② この信託は、<u>信託法（平成18年法律第108号）</u> <u>(以下「信託法」といいます。)</u> の適用を受けません。</p> | <p>【信託の種類、委託者および受託者】</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>② この信託は、<u>信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）</u> の適用を受けます。</p> |
| <p>【信託事務の委託】</p> <p>第2条 受託者は、<u>信託法第28条第1号</u>に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受</p> | <p>【信託事務の委託】</p> <p>第2条 受託者は、<u>信託法第26条第1項</u>に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受</p> |

| | |
|---|--|
| <p>けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、<u>受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうもの</u>とします。</p> | <p>けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。</p> <p>(新設)</p> |
| <p>【受益権の設定に係る受託者の通知】</p> <p>第17条（省略）</p> <p>② 受託者は、追加信託に係るPCFについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> | <p>【受益権の設定に係る受託者の通知】</p> <p>第17条（省略）</p> <p>(新設)</p> |
| <p>【受益権の取得申込および申込価額】</p> <p>第18条（省略）</p> <p>②～⑥（省略）</p> <p>⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日までの間）</p> <p>2. ～6.（省略）</p> <p>7. この信託が終了することとなる場合において、<u>信託終了日の直前5営業日間</u></p> <p>8.（省略）</p> <p>⑧、⑨（省略）</p> <p>⑩ 委託者は、<u>第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式（以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、第5項の規定にかかわらず、取得申込みに係る対象指数構成銘柄のうち当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について、金銭をもって取得申込みに応じることができます。この場合の個別銘柄時価総額は、第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに</u></p> | <p>【受益権の取得申込および申込価額】</p> <p>第18条（省略）</p> <p>②～⑥（省略）</p> <p>⑦ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。この場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の2営業日前および前営業日</p> <p>2. ～6.（省略）</p> <p>(新設)</p> <p>7.（省略）</p> <p>⑧、⑨（省略）</p> <p>(新設)</p> |

| | |
|---|-----------------|
| <p>準ずる価格とします。)に第5項の取得申込みに係る対象指数構成銘柄に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とし、この場合において、委託者は、当該配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託者が別に定める金額を徴することができるものとします。</p> <p>⑪～⑬ (省略)</p> | <p>⑩～⑰ (省略)</p> |
| <p>【利害関係人等との取引等】</p> <p>第26条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条の2において同じ。）の、第31条の2第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第28条から第30条、第31条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。</p> <p>② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。</p> <p>③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第28条から第30条、第31条、第32条および第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。</p> <p>④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。</p> | <p>(新設)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>【信託業務の委託等】</p> <p><u>第31条の2 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと</u> <u>2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること</u> <u>3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること</u> <u>4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること</u> <p><u>② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。</u></p> <p><u>③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 信託財産の保存に係る業務</u> <u>2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務</u> <u>3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</u> <u>4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為</u> | <p>(新設)</p> |
| <p>(削除)</p> <p><u>第34条 (削除)</u></p> | <p>【有価証券の保管】</p> <p><u>第34条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。</u></p> |
| <p>【信託財産に関する報告等】</p> <p><u>第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</u></p> <p><u>② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</u></p> <p><u>③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は</u></p> | <p>【信託財産に関する報告】</p> <p><u>第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</u></p> <p><u>② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。</u></p> <p>(新設)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>行なわないこととします。</p> <p>④ <u>受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>【信託事務等に関する諸費用】 第40条 (省略)</p> <p>② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。</p> <p>③ <u>前2項に定める費用のほか、以下の費用(当該費用に係る消費税等に相当する金額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができるものとします。</u></p> <p>1. 受益権の上場に係る費用</p> <p>2. 対象指数についての商標の使用料</p> <p>④ <u>委託者は、前項に定める費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。</u></p> <p>⑤ <u>前項において費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。</u></p> <p>⑥ <u>前2項において費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。</u></p> | <p>【信託事務等に関する諸費用】 第40条 (省略)</p> <p>② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、<u>第38条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |
| <p>【受益者名簿の作成と名義登録】 第43条 (省略)</p> <p>②、③ (省略)</p> <p>④ 前項の規定による名義登録の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。また、この信託が終了することとなる場合は、<u>信託終了日の直前5営業日間において名義</u></p> | <p>【受益者名簿の作成と名義登録】 第43条 (省略)</p> <p>②、③ (省略)</p> <p>④ 前項の規定による名義登録の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p> |

| | |
|---|--|
| <p><u>登録を停止するものとします。</u></p> <p>⑤ (省略)</p> | <p>⑤ (省略)</p> |
| <p>【交換請求】 第46条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. <u>第38条に定める計算期間終了日の2営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間 (ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の3営業日前から当該計算期間の前営業日までの間)</u></p> <p>2.～6. (省略)</p> <p>7. <u>この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</u></p> <p>8. (省略)</p> <p>⑥～⑫ (省略)</p> | <p>【交換請求】 第46条 (省略)</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として次の各号の期日および期間については、受益権の交換請求に応じないことがあります。その場合は、PCFを提示しません。</p> <p>1. 第38条に定める計算期間終了日の2営業日前および前営業日</p> <p>2.～6. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>7. (省略)</p> <p>⑥～⑫ (省略)</p> |
| <p>【交換の指図等】 第47条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に、その権利落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益証券の受渡しが行なわれることとなる株式 (以下、本項において「配当落ち銘柄等」といいます。) が含まれる場合は、委託者は第1項の規定にかかわらず、交換に係る株式のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第6項の基準価額の計算日における当該配当落ち銘柄等の株式の金融商品取引所の終値 (終値のないものについてはそれに準ずる価格とします。) に第1項の受益者が取得できる個別銘柄の株式に含まれる当該配当落ち銘柄等の株数を乗じて得た金額とします。</u></p> <p>④ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、指定参加者または交換請求者に対する株式の交付 (株式の</p> | <p>【交換の指図等】 第47条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ 指定参加者および交換請求者は、委託者の指定する期限までに当該交換に係る振替受益権の抹消の申請を振替機関に対して行なうものとします。受託者は、前条第7項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、指定参加者または交換請求者に対する株式の交付 (株式の振替制度移行後においては、振替機関等の口座に</p> |

| | |
|--|--|
| <p>振替制度移行後においては、振替機関等の口座に増加の記載または記録。以下同じ。) のための保管振替機関(株式の振替制度移行後においては、振替機関等)への振替の請求および金銭の交付を行なうものとし、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。また、金銭の交付については指定参加者の営業所等において行なわれます。</p> <p>⑤～⑨ (省略)</p> | <p>増加の記載または記録。以下同じ。) のための保管振替機関(株式の振替制度移行後においては、振替機関等)への振替の請求等を行なうものとし、原則として当該指定参加者または交換請求者に交換請求受付日から起算して4営業日目から信託財産に属する株式の交付を行います。</p> <p>④～⑧ (省略)</p> |
| <p>【信託契約の終了】</p> <p>第51条 委託者は、<u>信託期間中において、受益者の口数が20万口を下回ることとなった場合、その他のこの信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</u>この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、<u>信託期間中において次の各号に該当することとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。</u>この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>第7条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき</u> 2. <u>対象指数が廃止されたとき</u> 3. <u>対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託者または受託者が必要と認めたこの信託約款の変更が第57条第2項に規定する書面決議により否決された場合</u> <p><u>なお、第1号に掲げる事由によりこの信託契約を解約する場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続きを開始するものとします。</u></p> <p>③ 委託者は、<u>第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。</u>この場合において、あらかじめ、<u>書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。</u></p> <p>④ <u>前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。</u>なお、知っている受益者が議決</p> | <p>【信託契約の終了】</p> <p>第51条 委託者は、この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>② 委託者は、<u>第7条の規定により受益権を上場したすべての証券取引所において上場廃止になったときまたは、対象指数が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</u>この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。</p> <p>③ 委託者は、<u>前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。</u></p> <p>④ <u>前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>⑤ <u>第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</u></p> <p>⑥ <u>第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の終了について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託を終了する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。</u></p> <p>(削除)</p> | <p>⑤ <u>前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約は行いません。</u></p> <p>⑥ <u>委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</u></p> <p>⑦ <u>第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</u></p> |
| <p>【委託者の登録取消等に伴う取扱い】</p> <p>第54条 (省略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第57条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</u></p> | <p>【委託者の登録取消等に伴う取扱い】</p> <p>第54条 (省略)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、<u>第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。</u></p> |
| <p>【受託者の辞任及び解任に伴う取扱い】</p> <p>第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと<u>その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができる。</u>受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>第57条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。</u></p> <p>② (省略)</p> | <p>【受託者の辞任及び解任に伴う取扱い】</p> <p>第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、<u>その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。</u>受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、<u>第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。</u></p> <p>② (省略)</p> |
| <p>【信託約款の変更等】</p> <p>第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、<u>またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に</u></p> | <p>【信託約款の変更】</p> <p>第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出</p> |

| | |
|--|---|
| <p>規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。</p> <p>② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。</p> <p>③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。</p> <p>④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。</p> <p>⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。</p> <p>⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。</p> <p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。</p> | <p>す。</p> <p>② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。</p> <p>③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。</p> <p>⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |
| <p>【反対者の買取請求権】</p> <p>第58条 第51条に規定する信託契約の終了または前条に規定する<u>重大な約款の変更等を行なう場合</u>にお</p> | <p>【反対者の買取請求権】</p> <p>第58条 第51条に規定する信託契約の終了または前条に規定する<u>信託約款の変更を行う場合</u>において、</p> |

| | |
|--|---|
| <p>いて、<u>書面決議において当該終了または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第51条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。</u></p> | <p><u>第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、信託法（平成18年法律第108号）の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定によりなお従前の例によるとされる信託法施行前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づき、自己に帰属する受益権の買取を請求することができます。</u></p> |
| <p>【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】 <u>第58条の2 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。</u> 1. <u>他の受益者の氏名または名称および住所または所在地</u> 2. <u>他の受益者が有する受益権の内容</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>【公告】 第59条 <u>委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</u> <u>www.blackrock.com/jp/</u> <u>ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。</u></p> | <p>【公告】 第59条 <u>委託者は、受益者に対して次の各号について公告する場合には、日本経済新聞に掲載するものとします。</u> 1. <u>委託者は、第51条の規定により、信託契約を終了させる場合には、これを公告します。</u> 2. <u>委託者は、第57条の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告をおこないません。</u></p> |

以上